

薬剤師の災害時活動

～「薬局・薬剤師の災害対策マニュアル」を基に～

2010. 1月

日本薬剤師会

職能対策委員会 医薬分業検討会

阪神・淡路大震災の教訓

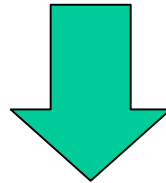
(平成7年1月17日)



震災当初、薬剤師の役割は理解されなかった。

「薬剤師に何ができるのか？」

阪神・淡路大震災の経験を通じて、被災地の医療救護活動において薬剤師の活用が有効であることが明らかになっていった。



- 地方自治体と薬剤師会間での「災害用の備蓄医薬品」及び薬剤師による「災害時の医療救護活動」等に関する協定の締結が進む。
- 都道府県等の「災害時対応マニュアル」に薬剤師の役割が明確化
- 一部の県薬は「指定地方公共機関」に

日本薬剤師会の今日までの取り組み

S57	薬局委員会第二委員会「薬局防災業務指針」
H7.1	阪神・淡路大震災発生
H7.7	行政薬剤師部会「医薬品の備蓄に関するアンケート調査」 (H7.11取りまとめ)
H8.7	阪神・淡路大震災時の救援活動記録「災害医療における 薬剤師の役割」
H8.12	「薬局・薬剤師の防災マニュアルー災害時の救援活動と 平時の災害対策に関する指針」
H14.11	「平時の防災対策や災害発生時の薬剤師の救援活動 に関する調査」(都道府県薬剤師会対象) (H15.3取りまとめ)
H19.1	「薬局・薬剤師の災害対策マニュアル」

- 日本薬剤師会は平成19年1月、「薬局・薬剤師の災害対策マニュアル」を策定した。
- このスライド資料は、同マニュアルを基に、薬局・薬剤師が行う災害医療、防災対策について解説したものである。



日本薬剤師会ホームページ(会員向けページ)に全文掲載
http://nichiyaku.info/member/minfo07/pdf/saigai_manual_syusei.pdf

I . 総論

災害の定義

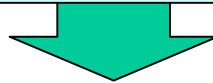
(災害対策基本法第2条より)

1. 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発
2. 放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他大規模な事故

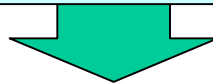
「薬局・薬剤師の災害対策マニュアル」は、主に「地震被害」を想定して記載しているが、地震以外の災害においても、本マニュアルを参考に、通常の医療体制で対応できないような場合の災害時医療体制の確保に努め、都道府県等との連携を図ることが望ましい。

行政の防災計画と薬剤師

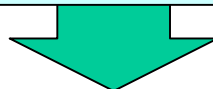
中央防災会議「防災基本計画」
(災害対策基本法第34条)



厚生労働省「**防災業務計画**」



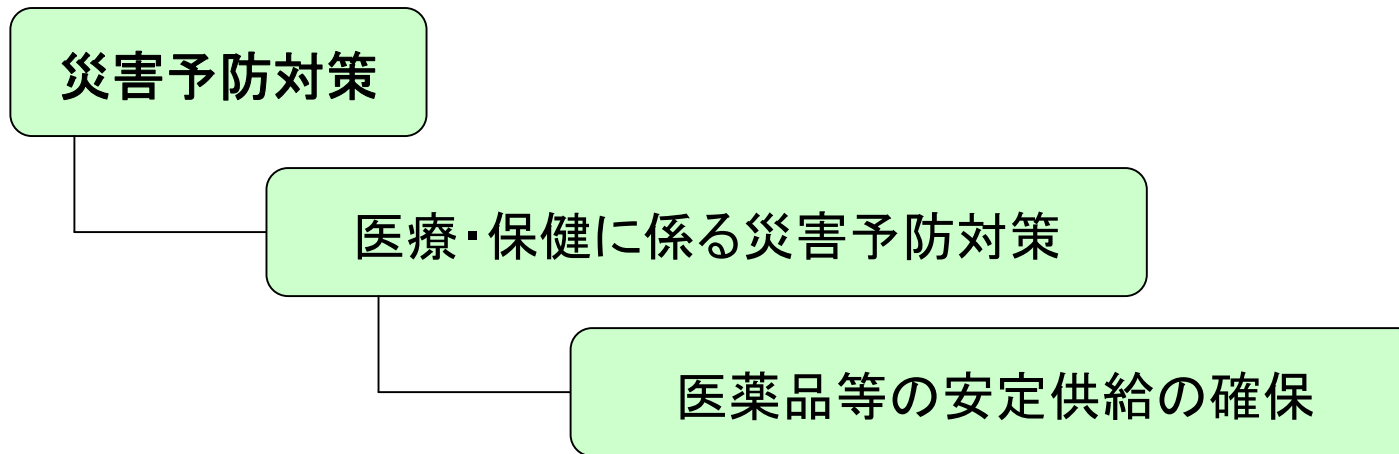
都道府県「**都道府県地域防災計画**」



市町村「**市町村地域防災計画**」

防災計画への薬剤師会の位置づけ (厚生労働省防災業務計画より)

[平時の準備]



【災害時情報網の整備】

1. 都道府県は、医療機関、医薬品等関係団体、日本赤十字社、都道府県薬剤師会等と協力し、災害時における医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制の整備に努める。

2. 厚生労働省医政局及び医薬食品局は、都道府県、医薬品等関係団体、日本赤十字社、社団法人日本薬剤師会等と協力し、災害時における医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制の整備に努める。

[発生時の対応]

災害応急対策

医療・保健に係る対策

- ・被災地における医療の確保
（保健医療活動従事者の確保）
- ・医薬品等の供給（医薬品の仕分け及び管理）

【被災地における医療の確保－保健医療活動従事者の確保】

1. 被災都道府県は、救護班の編成等に必要な医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等の保健医療活動従事者の数及び不足数について迅速な把握に努める。

【医薬品等の供給－医薬品の仕分け及び管理】

1. 被災都道府県は、医薬品等集積所、避難所等における医薬品等の仕分け・管理及び服薬指導等の実施について、都道府県薬剤師会に要請し、医薬品等の迅速な供給及び適正使用を図る。
2. 厚生労働省医政局及び医薬食品局は、被災地内での医薬品等の仕分け・管理及び服薬指導等の実施について、広域的な対応が必要と判断した場合には、社団法人日本薬剤師会等に要請する。

Ⅱ．薬剤師の災害時の救援活動

薬剤師が行う救援活動には どのようなものがあるか？

- (1) 災害医療救護活動
- (2) 被災地における医薬品等の安定供給の
貢献
- (3) 避難所等における被災者支援
- (4) その他の公衆衛生活動

(1) 災害医療救護活動

負傷者の救助にあたるため、被災地の救護所・救護センター等で医療チームが活動する。

● 災害拠点病院

災害時における初期救急医療(被災地内の傷病者対応)

都道府県に1つ : 基幹災害医療センター

二次医療兼に1つ : 地域災害医療センター

● 被災地外からの医療チームの派遣

(地域の医療センターや拠点病院で活動することが多い)

● DMAT (Disaster Medical Assistance Team)

専門的訓練を受け厚生労働省に登録された者による、災害急性期の活動のための災害派遣医療チーム



《災害医療救護活動における薬剤師の役割》

- 阪神・淡路大震災の経験から、災害医療救護活動に薬剤師の活用が有効であることが明らかとなった。
- 医療チームでは、少人数の医師が自らの専門科以外の患者に対応し、また平時に使用したことのない銘柄の医薬品を使わざるを得ない。
- 調剤や服薬指導にとどまらず、医師等に対して医薬品の選択や同種同効薬についての助言を行うなど、医薬品の適正使用に貢献する幅広い活動が要求される。
- 医療用医薬品と一般用医薬品の両方を熟知した薬剤師が適任。

(2) 被災地における医薬品等の 安定供給の貢献

《医薬品等集積所における薬剤師の役割》

厚生労働省防災計画
に明記されている業務

医薬品等集積所、避難所等における医薬品等の
仕分け・管理及び服薬指導等の実施

- 仕分け・管理には専門的な知識のある薬剤師の配置が不可欠。
- 災害直後は、被災地外からの物資供給が間に合わないため、被災地内での対応によらざるを得ない面が大きい。
- 薬剤師会が備蓄センター等を有している場合には、これを活用した医薬品等の備蓄・供給が期待される。
- 薬局薬剤師のほか、卸勤務、製薬企業勤務薬剤師も適任。



(3) 避難所等における被災者支援

《避難所等における薬剤師の役割》

- ① 一般用医薬品の保管・管理、及び被災者への供給
- ② 医薬品や健康に関する相談
- ③ 被災者のメンタルケア
- ④ いわゆるエコノミークラス症候群に対する注意喚起
(自家用車内での寝泊まりなど)
- ⑤ トイレの消毒など避難所の衛生環境の管理
- ⑥ 飲料水の水質検査等の公衆衛生活動
- ⑦ 避難所となった学校における薬剤師活動 など

- 医療救護分野にとどまらない活動。
- 薬局薬剤師、学校薬剤師が適任。



(4) その他の公衆衛生活動

《公衆衛生活動における薬剤師の役割》

(阪神・淡路大震災時の例)

- ① 被災地の飲料水確保のための水質検査
- ② 倒壊建物からのアスベストの飛散状況の調査
- ③ 解体家屋や廃材の野焼き等により発生したダイオキシンの濃度の測定
- ④ カドミウム雨や土壌・水質の汚染の実態調査 等

- 薬剤師会関係試験検査センター、薬科大学・薬学部の活用、行政薬剤師の協力が不可欠。



Ⅲ. 救援活動の実際

救援活動の開始

自治体からの公的要請による活動

自治体の「地域防災計画」に基づく要請→救援活動

薬剤師会による自主的な活動

○発生時の混乱等で、公的活動がスムーズに行えない場合など

→被災地の地域薬剤師会による自主的な活動

○災害が広域にわたり、広域的な対応が必要な場合など

→日本薬剤師会を中心として複数の都道府県薬剤師会が連携して活動

都道府県薬剤師会、地域薬剤師会で編成される救護班へのご協力をお願いいたします。

活動場所ごとの救援活動

- (1) 医薬品集積所
- (2) 保健所等
- (3) 救護所・救護センター
- (4) 避難所
- (5) その他の活動

(1) 医薬品集積所

1. 集積医薬品等の保管・管理

- ・品名、数量、同種同効薬の有無、及び数量の管理
- ・医療用医薬品と一般用医薬品の別、薬効別、剤形別等の分類
- ・有効期間・使用期限の確認・管理
- ・保存に注意が必要な医薬品(要冷所・暗所保存、要防湿)の保管
- ・取扱いに注意が必要な医薬品(麻薬、向精神薬、毒薬・劇薬等)の保管

2. 保健所等からの要望に応じた医薬品等の供給

3. 不足医薬品等の発注、行政担当者への連絡

4. 避難所向け救急医薬品セット及び医療材料・衛生用品等の供給

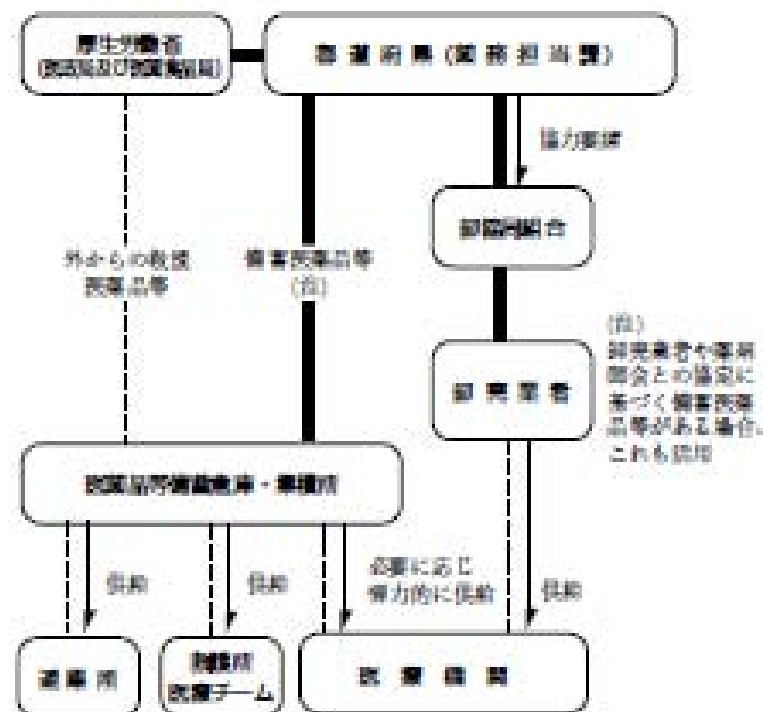
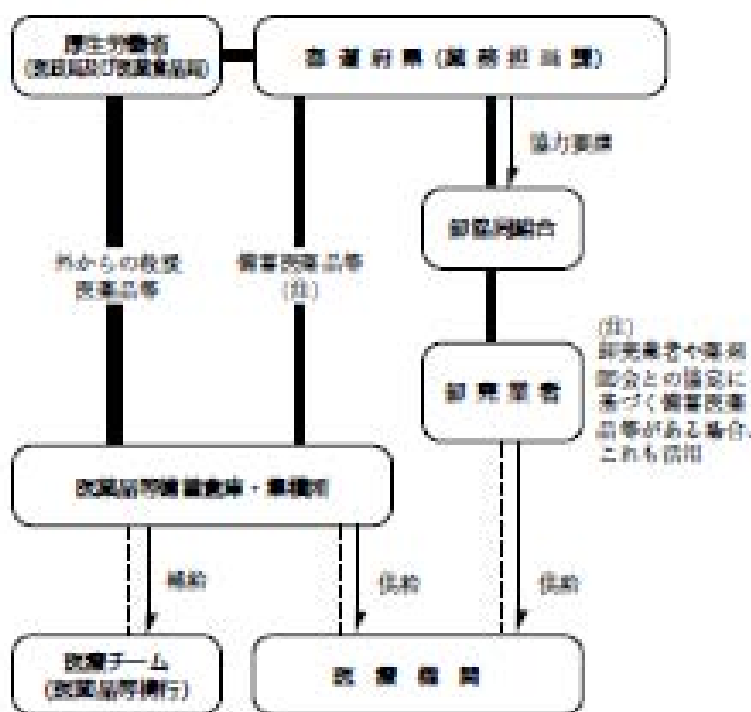
卸機能停止状態／回復後の 医薬品供給ルートの違い(想定)

● 初期期の医薬品等供給ルート

● 卸業者の復旧回復後の医薬品等供給ルート

情報の流れ
 医薬品等の流れ

情報の流れ
 医薬品等の流れ



(注)輸血用血液製剤、人命に関わる特別な医薬品は、厚労省が警察、消防、日本赤十字社の協力を得て供給。

阪神・淡路大震災時の記録より



写真提供:七海 朗

兵庫県消防学校・救援物資集積所



写真提供:七海 朗

**兵庫県消防学校・医薬品集積所
医療用医薬品・医療機器・一般用医薬品
全てがこの集積所に集まった**



写真提供:七海 朗



薬効ごとに分類
成分名の表示など

写真提供:七海 朗

(2) 保健所等

1. 必要な医薬品等の取り寄せ
2. 医薬品等の仕分け、保管・管理
3. 救護所・救護センターへの医薬品等の供給
4. 被災者への一般用医薬品の供給
5. 保健所等での診療に伴う調剤(医療チームへの参加)
6. 医療チームの残置薬の回収・整理
7. 「家庭用常備薬セット」の作成、仮設住宅への配付

(3) 救護所・救護センター

1. 医療チーム(救護班)への参加
 - ア. 患者情報の収集
 - イ. 医薬品使用に関する医師や看護師等への情報提供
 - ウ. 調剤
 - エ. 患者への服薬指導
 - オ. 医薬品等の保管・管理(特に規制医薬品など)
2. 救護所・救護センターの設置されていない避難所に対する巡回診療への参加
3. 地域医療機関(薬剤部)との連携

阪神・淡路大震災時の記録より



写真提供:七海 朗



薬剤師による「救護所薬剤部」
薬袋の作成
医薬品を薬効別に分類
医師の要望に応じて薬を提案
患者の手持ちの薬の判別
必要な医薬品の判別と手配 など

(4) 避難所

1. 一般用医薬品等の保管・管理、被災者への供給、相談、乱用・誤用防止指導等
2. 公衆衛生活動(防疫)
 - ・水道水や井戸水の水質検査
 - ・避難所内の衛生管理(仮設トイレやドアの把手等の消毒)
 - ・手洗いやうがい励行の指導
 - ・室内の換気
3. 地域住民に対する健康、食事等に関する相談、アドバイス
4. 被災者のメンタルケア

避難所での医薬品等の仕分け・管理、服薬指導等は、厚生労働省防災計画に明記された役割

(5) その他の活動

1. 被災者支援

災害時要援護者(高齢者、障害者等)の支援

- ①避難情報の伝達 ②安否確認 ③避難誘導
- ④救助活動 ⑤避難所での支援 ⑥在宅での支援

- ・行政の公助だけでなく、地域での共助、自助が不可欠
- ・在宅患者や個別疾患患者※の避難支援、薬物療法の確保は薬局薬剤師に最も求められる

※マニュアル「資料8」より 人工透析、オストメイト、在宅酸素療法、リウマチなど

IV. 救援活動を行う上での留意点

救援活動時の心得

- 被災者の救済が最優先

- 医療チーム(救護班)との協調

- 被災地の地域薬局や薬剤師会との協調

被災地外から参加した場合は特に留意。地元薬剤師会と連携のない活動は混乱を招き、地元の負担につながりかねない。

- 知識の研鑽

日頃より研修等に参加し、救援活動に関連する医療用医薬品(注射薬、処置薬)、一般用医薬品、医療材料・衛生用品等の知識を身につける。

情報把握の手段

- 現地対策本部（都道府県薬剤師会）に情報を集約し、必要な情報は対策本部から得る

（例）

- 災害対策ホームページ
- 専用掲示板

注) 特に、被災地外から応援に行く場合、
現地の薬剤師に過度な情報の受発信を
求めることは救援活動の負担となる。



通信、交通の確保

- 通信手段の確保
 - 携帯電話・パソコンのメール、掲示板など双方向情報網の構築、活用
- 交通、運搬手段の確保
 - 車が走れるか
 - 自転車、バイクなど車以外の交通手段の確保



携行品・食料・服装等

● 基本の携行品

- ・防災用具（ヘルメット、防災服、防災靴）
- ・生活必需品、雨具、防寒具、寝袋、懐中電灯
- ・食料・水（3日間程度の自給自足分）
- ・情報通信手段（携帯電話、ラジオ、パソコン）

● 薬剤師の救援活動に必要な携行品

- ・薬剤師の身分を示すもの（腕章・胸章、ネームプレート等）
- ・医薬品、関連書籍等
- ・調剤等に必要な用具（薬袋、投薬ビン、秤、スパーテル、薬包紙等）

● その他

- ・規制対象外車両通行証明書（事前申請）

※具体的には、マニュアル「資料3」「4」「7」を参照

食料の例

(入手が容易なもので準備した例)



写真提供: 榎園 勝

そのまま食べられるもの、または鍋・フライパンひとつで調理できる食品、調理時間が短いものなどがよい。

指揮命令系統

必ず、現場の責任者の指示に基づき行動する

- 保健所等：行政の責任者
- 地域防災計画に基づく業務（医薬品集積所など）：
行政責任者あるいは
行政の指示を受けた地元薬剤師会の責任者
- 医療チーム：チームの代表者
- 薬剤師会の自主的な救援活動：
薬剤師会現地対策本部
※被災地外から参加する場合も同様



報告・記録、引き継ぎ、活動終了

- 指示・連絡事項は、指示出し者・受け者の記録とともに文書で行うことが望ましい。
- 活動場所での業務記録は、そこで用いられている様式に則る。
- 後任者への引き継ぎの際は、記録とともに引き継ぐ。
- 活動終了後の余剰医薬品は、説明の上引き継ぐか、携行した者が持ち帰る（放置しない）。

（注）必要以上に長期・過大な救援活動は、被災地の医療機関・薬局機能の再建を妨げる可能性もある。被災地の機能が復旧次第、速やかに終了する。

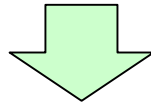
救援活動の補償等について

- 二次災害への補償
 - 自治体と薬剤師会が協定を締結する際に補償について協議しておく。
【新潟県中越地震の場合】
公的要請ではなくボランティアとしての活動であった
→新潟県薬にてボランティア活動保険に加入
(窓口:社会福祉協議会)
- 被災地での救護活動時の誤調剤
 - 日本薬剤師会の賠償責任保険が適用される。
(薬剤師契約)

救援物資の送付 (被災地外からの支援)

【阪神・淡路大震災】

個人からの救援物資の送付は、被災地での受け取り・整理に時間がかかり、あまり活用されないことが明らかになった。



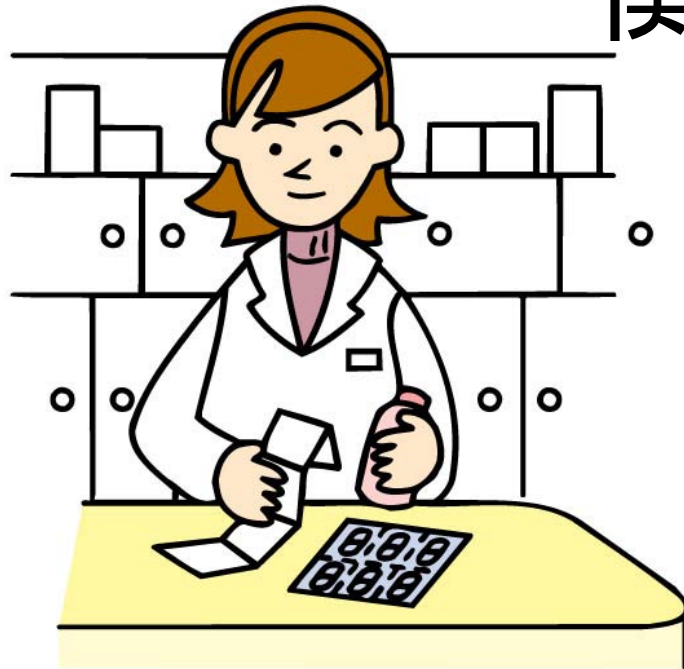
原則、行政の要請に基づき、メーカー・卸売業者からのルートで迅速に供給されることが望まれる。

被災地との連携の上で送付することが重要

被災地外の薬剤師会等から送付する場合の注意

- ・すぐ内容が確認出来るような表記(外側に医薬品等の名称及び数量を記入)
- ・1つのダンボール箱に1種類の医薬品のみを梱包する
(開封しなくても内容物がわかるような工夫)

V. 被災地の薬局・調剤に関する事項



調剤の場所について

災害時には、薬剤師は災害現場で調剤できる

調剤を行う場所：薬剤師法第22条で規定

→ その例外：薬剤師法施行規則第13条

「災害その他特別の理由により、薬剤師が薬局において調剤することができない場合には、法第22条本文の規定は、適用しない」

処方せん医薬品の販売について

大規模災害時等において、医師等の受診が困難な場合、又は医師等からの処方せんの交付が困難な場合に、患者に対し、必要な処方せん医薬品を販売する場合には、販売が可能。

処方せん医薬品は、正当な理由なく医師等の処方せんなしに販売を行ってはならない。

但し、医師等の処方せんなしに販売を行っても差し支えない場合として、上記の取扱いが示されている。

(平成17年3月30日付薬食発第0330016号厚生労働省医薬食品局長通知)

災害時の保険の取扱い等について

業務継続が可能な場合でも、
通常の医療体制によらないケースが多く、
過去の大規模震災時には、厚生労働省より
保険の取扱い等について様々な解釈が示された。
その事例を紹介する。

(注)被害状況、被災地の医療提供体制の状況による。
都道府県、都道府県薬剤師会等からの情報に留意すること。

患者が処方せんを持参できない場合 【新潟県中越地震の例】

(厚生労働省通知)

服薬中の薬剤を滅失した被災者が、処方せんを持参せずに調剤を求めてきた場合



- ・医師の診療が不可能
- ・電話、処方せん以外のメモ(お薬手帳など)、薬歴等で処方が確認可能
- ・必要最小限



保険調剤として取り扱いを認める

救護所等で交付された 処方せんの取扱い 【阪神・淡路大震災の例】

(厚生労働省通知)

救護所、避難所救護センターなどの処方せん(保険医療機関の記載がない)

→災害救助法に基づく医療の一環として交付であれば、
調剤報酬は救護所の設置主体である県市町村に請求

処方せんの発行元が救護所、県救護センター、あるいはその他の保険医療機関以外の場所であることが明らかでない

→保険調剤として取り扱って差し支えない

被保険者証、健康手帳等を 提出できない場合

【阪神・淡路大震災／新潟県中越地震の例】

(厚生労働省通知)

以下について処方せん、患者の申告により確認
できれば取扱い可能。

- ・社保・・・氏名、生年月日、事業所名、
- ・国保、老人医療(当時)・・・氏名、生年月日、住所
- ・公費負担医療の各制度対象者・・・

対象者であるとの申し出と、氏名、生年月日、住所

VI. 薬局の防災対策

薬局の構造設備

- ① 建造物の耐震、耐火、耐水等の強化
- ② 爆発性・引火性を持つ危険物質、混触発火を起こしやすい薬品類の保管管理
 - ・・・転倒防止設備、他の薬品と区別
- ③ 照明器具等の落下防止
- ④ 薬品庫、薬品棚の床、壁面への固定
- ⑤ 重要書類(薬歴等)・・・類焼、破水などの対策
- ⑥ 麻薬及び向精神薬等の盗難防止対策
- ⑦ 消火対策(消火器の常備等)



写真提供: 榎園 勝

(対策例)

- ・散剤の装置瓶はプラスチックを優先する。
- ・水剤棚には突っ張り棒等で落下を防止する。

ライフラインの確保

- ① 水道、燃料、電力会社との災害時優先確保、復旧等の確約
- ② メンテナンス会社との災害復旧工事の優先契約を締結
- ③ 配水車からの配水の受入れ容器(ポリタンク等)を常備
- ④ 非常用自家発電装置の設置(バッテリー電源の常備、各種乾電池の保有)
- ⑤ 食料や水の備蓄



(対策例)

写真提供: 榎園 勝

- ・自家発電機を準備し最低限の明かりと冷蔵庫、分包機、レセコンの稼動を可能にする。
- ・発電機がないときは、クーラーボックスに保冷品を移し、可能な限り錠剤、カプセル剤で処方してもらうよう医師に依頼する。

定期的な研修・教育

- ① 防災に関する基礎知識（初期消火の留意事項等）
- ② 医療用医薬品、一般用医薬品、医療材料・衛生材料等の幅広い知識の習得
- ③ 災害医療に関する知識

- ・救急蘇生法（資料13）

応急手当、一時救命処置、AED使用法 など

- ・消毒薬（資料14、15）

- ・トリアージ（資料1）

- ・安定ヨウ素剤（資料16）



水害時の消毒薬の手引き(資料14)

資料14

水害時の消毒薬の手引き(抜粋)

社名古屋市薬剤師会

水害時の消毒法

消毒対象	消毒薬	調製方法	使用方法	注意事項
屋外(し尿槽や下水があふれた場所、動物の死骸や腐敗物が漂着した場所、氾濫した汚水が付着した壁面、乾燥しにくい床下)	クレゾール石けん	クレゾール石けん液30mlに水を加えて1ℓとする。液が濁って沈殿物が生じた場合には	家屋のまわりは、じょうろや噴霧器などで濡れる程度に散布する。壁面は、泥などの汚れを水で落としてから、消毒液をひたした布などでよく拭く。または噴霧器で噴霧する場合は、濡れる程度に噴霧する。	取り扱う際には長袖、長ズボンを着用し、メガネ、マスク、ゴム手袋などを使用し皮膚や目にかからないよう注意すること。皮膚についた場合には大量の水と石けんでよく洗い流す。目に入った場合は、水で15分以上洗い流し、医師の診察を受けること。使用する直前に希釈し、希釈する濃度を守ること。他の消毒薬や洗剤などと混合しないこと。他の容器に移して保管しないこと。浄化微生物に影響を及ぼすので、浄化槽には散布しないこと。
	オルソ剤	オルソ剤20mlに水を加えて1ℓとする。		
屋内(汚水に浸かった壁面や床、家財道具)	逆性石けん	塩化ベンザルコニウムまたは塩化ベンゼトニウムとして0.1%の濃度になるように希釈する。(10%製品の場合、本剤10mlに水を加え1ℓとする。)いろいろな濃度のものが市販されているので、希釈倍率に注意。	泥などの汚れを洗い流すか、雑巾などで水拭きしてから、希釈液にひたした布などでよく拭く。または噴霧器で噴霧する場合は、濡れる程度に噴霧する。その後は風通しをよくしそのまま乾燥させる。	
手指(後片付けなどで、汚染された箇所や土に触れた手指)	逆性石けん		汚れを石けんで洗った後、流水で石けんを落とし、洗面器などに入れた消毒液に手首まで浸し、30秒以上もみ洗いをする。その後、乾いたタオルなどでよく拭き取る。石けんが残っていると殺菌力が低下するので、よく洗い流すこと。	
食器類	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウムの濃度が0.02%になるように希釈する。(10%製品の場合には、本剤2mlに水を加えて1ℓとする)	食器を水洗いした後、消毒液に5分以上浸し、その上で自然乾燥させる。	
井戸水	次亜塩素酸ナトリウム	残留塩素として1~2ppmの濃度になるよう調製する。(10%製品を使用する場合は、水1ℓにつき1滴を加える。)	汚染された井戸水は水質検査で飲用可能になるまで飲まない方が良いが、やむを得ず使用する場合は、煮沸してから用いる。また、消毒薬を使用する場合は、汲み取った水に1~2ppm濃度になるよう調製した消毒液を入れ、30分以上放置してから飲用する。	



トリアージ(資料1)

トリアージ・タグ
(災害現場用)

No.	氏名 (Name)	年齢 (Age)	性別 (Sex) 男 (M) 女 (F)
住所 (Address)		電話 (Phone)	
トリアージ実施月日・時刻 月 日 AM 時 分 PM		トリアージ実施者氏名	
搬送機関名		収容医療機関名	

0
I
II
III

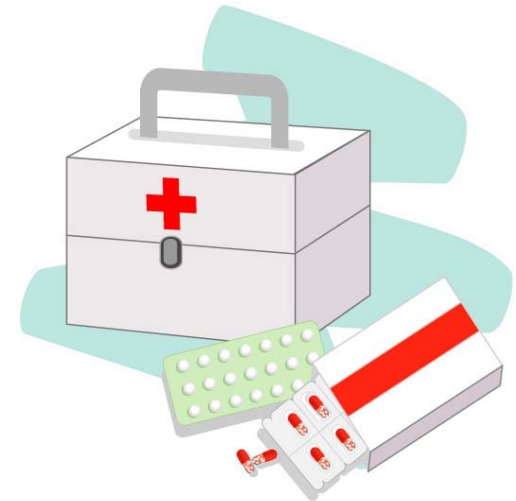
患者への啓発

《患者の「薬識」を高める》

- 災害時・緊急時に、本人の疾病等の情報、使用医薬品等がわかるようにしておくこと
- お薬手帳の活用(資料17)

《非常用救急箱の啓発・相談》

- 医薬品の名前が分かるようにしておくこと



災害時要支援者対策

- 在宅患者、透析・在宅酸素など特別の治療を受けている患者のリスト化
- 災害時の連絡先の確認
- 当該患者が災害時等にどのように対応することとなっているかを知る
- 患者に対し、災害時の対応等や連絡先掲載の啓発

人工透析・難病患者

オストメイト

在宅酸素療法

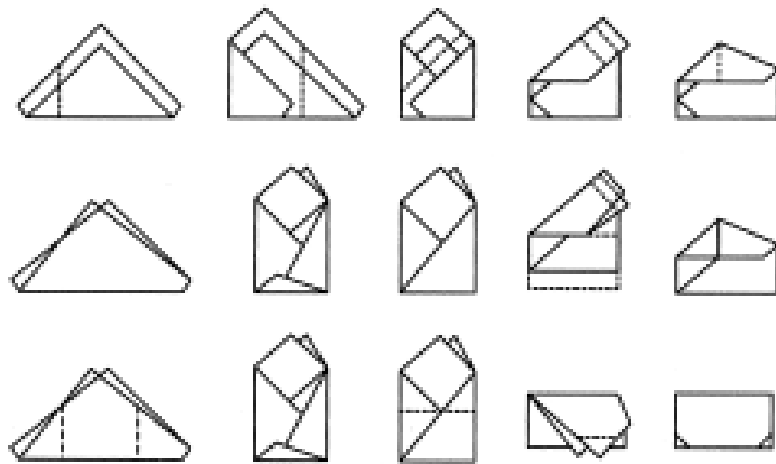
リウマチ患者 等



(マニュアル資料8参照)

調剤の訓練等

- 断水・停电時に調剤を行えるような準備・訓練
(資料18)



その他

- ① 薬局内防災訓練(年1回程度)
災害発生時の患者の誘導についても検討、訓練
- ② 地元の医療機関、病院薬剤師との日常からの連携
- ③ 災害時の医薬品卸売業者の医薬品供給体制を確認
- ④ 災害時業務継続方法の検討
勤務者との連絡方法、集合場所等
(災害時伝言ダイヤルなど)
連絡先一覧を作成し、勤務者に周知
- ⑤ 市区町村指定の避難所等の場所を確認



学校薬剤師の 平時の準備・防災対策

- ① 学校における災害対策マニュアル、避難所運営マニュアルの確認、及び両マニュアル見直し時の参画
- ② 学校が避難所となった場合の協力体制についての学校側との協議
- ③ 学校における防災訓練への参加・協力

VII. 災害発生時の初動対応

福岡県薬剤師会「災害時における薬剤師ハンドブック」を参考に作成

災害発生

① 安全確保

- ガスの閉栓
- 出口確保
- 患者、来局者の避難誘導
- 初期消火

② 情報収集

- 正確な情報の収集
(テレビ、ラジオなど)

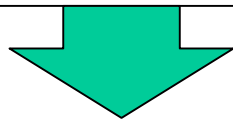
③ 周辺の救援活動

- 近隣の負傷者の救助
- 火災の消火



④ 薬局の現況確認

- ライフライン
(電気、ガス、水道、電話(通信))
- 医薬品の状況
- 調剤機器、コンピューター等の機器
- 従業員の安否、出勤の可否確認



業務継続可否の判断

停電していても調剤が可能なように訓練

停電復旧のための日頃からの対策

薬局機能の維持＝地域医療の維持、救援活動

- ・携帯電話
- ・災害時伝言ダイヤル:171

⑤ 薬剤師会対策本部への報告

- 薬局名、所在地
- 被災状況
- 近隣の状況
- 業務継続の可否（販売、調剤）
- 応援・救援の要請の有無
- 救援活動への参加の可否

予め、地域での対応方針を定めておくこと

（状況が落ち着いたら）

- 被災地の患者の動向や医薬品等の需給状況
- 近隣の避難所の状況

⑥ 救援活動

- 自薬局の患者、要支援者の避難支援
→特に、透析・在宅酸素など特別の治療を受けている患者(マニュアル資料8参照)
- 薬剤師会等が行う救援活動等への協力
- 必要に応じ他地域からの応援要請
(支部薬剤師会を通じ対策本部に要請)

VIII. まとめ

災害発生、その時薬剤師は

薬局機能の維持
(地域医療体制の確保)

災害時救援活動
(救護所、医薬品集積所、避難所等)

平時の備え

薬局の防災対策、職員の訓練

地域住民に対する「薬識」の啓発

災害時要支援者の対応検討

地域薬剤師会における
災害時初動対応のルール作り